

船橋市美術品等寄託取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が美術品及び美術品に関する資料（以下「美術品等」という。）の寄託を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受託)

第2条 教育委員会は、美術品等の所有者（以下「所有者」という。）から展示保存又は調査研究を目的とした美術品等の保管の申入れがあったときは、これを無償で受託するものとする。

(寄託)

第3条 所有者は、美術品等を寄託しようとするときは、美術品等寄託申込書（第1号様式）により教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

(受入れ及び返還)

第4条 教育委員会は、美術品等を受託したときは、所有者に美術品等受託証書（第2号様式。以下「受託証書」という。）を交付するものとする。

2 寄託品の返還を受けようとする所有者は、寄託美術品等返還申出書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 寄託品は、受託証書と引換えに、これを所有者に返還するものとする。

4 寄託品の返還を受けようとする者が、所有者の代理人であるときは、受託証書に、委任状その他の代理人であることを証する書類を添えなければならない。

(受託期間及び期間の更新)

第5条 受託期間は、3年とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、所有者の承諾を得て当該期間を短縮し、又は更新することがある。

2 受託期間を経過した後、所有者から返還の請求がない場合は、受託期間の更新があったものとみなす。この場合において、受託証書の書換えを行うものとする。

(所有者の変更等)

第6条 売買、相続等により寄託品の所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称、住所等に変更があったときは、その所有者（所有者に変更があった場合は、新たな所有者）は、寄託美術品等所有者等変更届（第4号様式）に所有権の移転又は氏名、名称等の変更を証する書類及び受託証書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

この場合において、受託証書の書換えを行うものとする。

(受託証書の再交付)

第7条 受託証書を亡失し、又は著しく損傷した所有者は、寄託美術品等受託証書再交付申請書（第5号様式）により、速やかに教育委員会に申請しなければならない。この場合において、損傷に係る申請にあつては、受託証書を提出しなければならない。

(作品輸送経費の負担)

第8条 所有者は、寄託品の搬入及び返還に要する荷造り及び運搬の経費を負担しなければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(展示及び保管)

第9条 教育委員会は、受託した美術品等の展示については、所有者の意向を尊重し、取り扱うものとする。

2 教育委員会は、受託した美術品等を補修する必要があると認めるときは、所有者に報告するものとする。

3 教育委員会は、受託した美術品等を亡失し、又は損傷しないように細心の注意を払い、適切に保管しなければならない。

4 美術品等は、教育委員会がすべての責任をもって保管する。紛失・破損等の場合は教育委員会が補償を行う。ただし、受託した美術品等が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合において、その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

美術品等寄託申込書

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

住所
氏名
電話

印

私の所有する下記の美術品等を寄託したく申し込みますので、受託願います。なお、寄託の申込みに当たり、裏面に記載している確認事項について承諾しました。

記

1 品名、形状、数量等

品名	形状	数量	備考

2 希望受託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 寄託する美術品等を保管し、又は取扱う上で、特別な注意を要すべき事項

美術品等の寄託に関する確認事項

- 1 寄託を受けた美術品等につきましては、船橋市教育委員会所有の美術品等と同様に適切に保管しますので、船橋市教育委員会が主催する所蔵作品展等において展示させていただく場合、寄託美術品等の保管場所、保管方法、展示期間、展示方法等につきましては、船橋市教育委員会にご一任願います。
- 2 美術品等を寄託いただきますと、美術品等受託証書（以下「受託証書」といいます。）をお渡しいたしますので、大切に保管してください。お渡しする受託証書は、第三者に譲渡したり、貸借したり、質権等を設定することはできません。
- 3 寄託美術品等は、寄託期間が終了した時に、受託証書と引換えに返還いたします。ただし、寄託期間が終了した際に返還のお申出がない場合は、継続して寄託の申込みがあったものとみなして保管いたします。
- 4 寄託された方のご都合により返還のお申出があった場合は、寄託期間の中途における返還（一時的な返還を含みます。）に応じます。この場合は、受託証書を返還していただきます。
- 5 売買、相続等により寄託美術品等の所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに受託証書を添えて、変更があった旨をお届けください。受託証書の書換えを行います。
- 6 受託証書を亡失したときは、速やかにお届けください。寄託者ご本人を確認の上、受託証書の再交付をいたします。
- 7 受託証書を損傷したときは、損傷した受託証書と引換えに、新たな受託証書を再交付いたします。
- 8 受託した美術品等が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合において、船橋市教育委員会は、その責めを負いません。

第2号様式（第4条関係）

美術品等受託証書

第 年 月 日 号

様

船橋市教育委員会

印

下記の美術品等の寄託をお受けしたことを証します。

記

1 品名、形状、数量等

品名	形状	数量	備考

2 受託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第3号様式（第4条関係）

寄託美術品等返還申出書

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

住所
氏名
電話

印

年 月 日に寄託しました下記の美術品等を返還していただきたいので、
美術品等受託証書を添えて申し出ます。

記

1 品名、形状、数量等

品 名	形 状	数 量	備 考

2 返還希望年月日 年 月 日

3 一時的に返還を希望する場合はその期間
年 月 日 ～ 年 月 日

4 返還又は一時的返還理由

第4号様式（第6条関係）

寄託美術品等所有者等変更届

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

住所
氏名
電話

印

年 月 日に寄託しました次の美術品等の所有者について、次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

変更内容	<input type="checkbox"/> 所有者の変更（変更の原因） <input type="checkbox"/> 所有者の氏名 <input type="checkbox"/> 所有者の住所	
	変更前	
	変更後	
変更があった年月日	年 月 日	

注1 「変更内容」欄には、該当する□に✓印を記入してください。

注2 この変更届には、美術品等受託証書を添付してください。

記

1 品名、形状、数量等

品名	形状	数量	備考

第5号様式（第7条関係）

寄託美術品等受託証書再交付申請書

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

住所

氏名

印

電話

年 月 日付で交付を受けました美術品等受託証書を亡失（損傷）したので、再交付願います。

注 再交付する原因が損傷の場合にあっては、損傷した美術品等受託証書をこの申請書に添付してください。